

所在不明者の探索について

令和6年11月21日
北海道開発局開発監理部用地課

土地登記名義人の戸籍等が収集できない所在不明者11名について、独自調査の結果、11名中10名の不明者を捜し当て、戸籍収集に至った事例です。

1. 事業概要
2. 調査対象地の概要
3. 資料調査の実施
4. 資料調査を基にした聞き取り調査の実施
5. 調査結果
6. まとめ

1. 事業概要

事業名：石狩川改修工事のうち美瑛川河道掘削工事

河道掘削工事とは、土砂等を取り除き、川の断面を大きくする工事。



河道掘削のイメージ

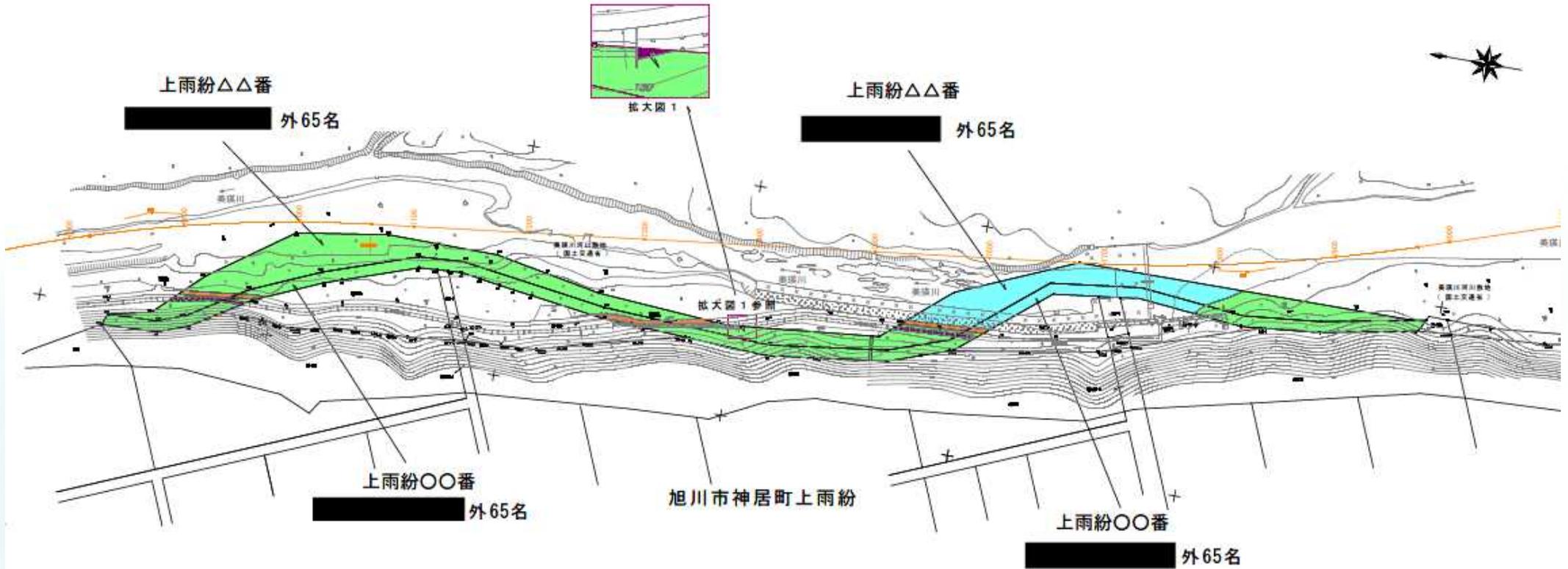
1. 事業概要

地理院地図
GSI Maps



1. 事業概要

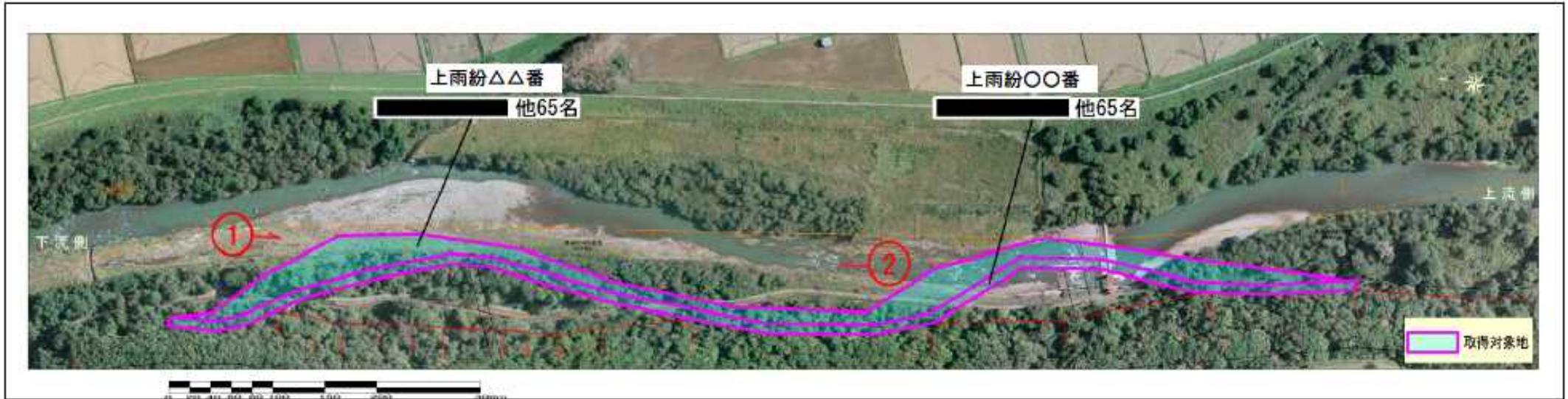
用地平面図



地目別色別凡例

色別	地目
緑	山林
茶	道路
淡青	川成
紫	水路

1. 事業概要



撮影方向①



撮影方向②



2. 調査対象地の概要

2. 調査対象地の概要

調査対象地は2筆のうち1筆(2筆とも甲区は同じ)。

旧表題部を含めた閉鎖登記用紙の謄本

<p>〇〇 地籍簿 番地 〇五六貳 第 登記簿 番號</p>	
<p>(示表産動不) 部 題 表</p>	
<p>番 貳</p>	<p>番 貳</p>
<p>事項欄</p> <p>所有權移轉 一 附昭和於本年七月於走日 一 附四五參。號 一 原因 年六月走日 一 取得者 上川郡神居村字 共内人名強筆志冊第六号 右 登記</p>	<p>表題部改製</p> <p>昭和三十四年八月五日受附 上川郡神居村字上雨粉 〇〇番地 一 水路敷 一 水路敷 昭和三十四年八月五日及地籍變更 右 登記</p>
<p>番 貳</p> <p>事項欄</p> <p>所有權移轉 一 附昭和於本年七月於走日 一 附四五參。號 一 原因 年六月走日 一 取得者 上川郡神居村字 共内人名強筆志冊第六号 右 登記</p>	<p>事項欄</p> <p>所有權移轉 一 附昭和於本年七月於走日 一 附四五參。號 一 原因 年六月走日 一 取得者 上川郡神居村字 共内人名強筆志冊第六号 右 登記</p>

公用

2. 調査対象地の概要

地理院地図
GSI Maps



2. 調査対象地の概要

公用 [] 全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)	調製 平成13年5月9日	不動産番号 []
地図番号 字-3・4 字3-4・4-2	境界特定 [余白]	
所在 旭川市神居町上雨紛	[余白]	
①地番 []	②地目 雑種地	③地積 m ² 11107
[余白]	[余白]	[余白]
原因及びその日付〔登記の日付〕 昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年5月9日		

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和13年7月11日 第4530号	原因 昭和13年6月1日払下昭和13年6月22日代金納付 共有者 旭川市神居町雨紛基線3番地 持分66分の1 旭川市神居町雨紛東一線6番地 66分の1 旭川市神居町雨紛基線1番地 66分の1 旭川市神居町雨紛東一線3番地 66分の1 上川郡士別町字南士別823番地 66分の1 旭川市神居町雨紛東一線1番地 66分の1 旭川市神居町雨紛東一線1番地 66分の1 旭川市神居町雨紛東一線2番地 66分の1 旭川市神居町雨紛東一線2番地 66分の1 旭川市神居町雨紛東一線1番地 66分の1 旭川市神居町雨紛東一線1番地 66分の1 旭川市神居町雨紛基線4番地 66分の1 旭川市神居町雨紛東一線3番地 66分の1

全部事項証明書(一部)

公用 [] 全部事項証明書 (土地)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			旭川市神居町雨紛基線4番地 66分の1
			旭川市神居町雨紛基線3番地 66分の1
			旭川市神居町雨紛基線3番地 66分の1
			旭川市神居町雨紛基線4番地 66分の1
			旭川市神居町雨紛東一線3番地 66分の1
			旭川市神居町雨紛東一線4番地 66分の1
			旭川市神居町雨紛基線4番地 66分の1
			旭川市神居町雨紛東一線6番地 66分の1
			旭川市神居町雨紛基線7番地 66分の1
			旭川市神居町雨紛東一線5番地 66分の1
			旭川市神居町雨紛基線五号 66分の1
			旭川市神居町雨紛基線六号 66分の1
			旭川市神居町雨紛基線7番地 66分の1
			旭川市神居町雨紛基線8番地 66分の1
			旭川市五条通十丁目左3号 66分の1

2. 調査対象地の概要

用地取得協議を開始するため、所有者調査を実施。

66名の共有者について、全部事項証明書記載の住所で、住民票や戸籍等を自治体窓口に請求。

その結果、11名について、戸籍等該当する書類が無いとの回答。

戸籍等を取得することが出来なため、11名は所在不明により、協議が不可能。

以上のことから、事業用地取得に向けて「不在者財産管理人制度」の実施を検討する。

2. 調査対象地の概要

【不在者財産管理人制度とは】

- 土地所有者が不在者である場合に、家庭裁判所により選任された不在者財産管理人により土地等の管理及び保存を行う制度。
- 不在者の所有する財産の売却処分などを行う必要がある場合、不在者財産管理人は家庭裁判所へ権限外行為許可の申立を行い、その許可を得なければならない。

【不在者とは】

- この制度で対象となる不在者は、従来の住所や居所を去り、容易に戻る見込みのない者。長期の音信不通や、行方を捜索したものの、その所在が判明しない者。
- 必ずしも生死不明であることを要しないが、生死不明であっても死亡が証明されるか失踪宣告の審判が確定されるまでは、不在者に当たると解釈されている。

【不在者財産管理人申立のための手続き】

●主な必要書類

- ・不在者の戸籍謄本、戸籍の附票
- ・不在の事実を証する資料

～住民票等で住所地を確認。現地調査や親族への問合せを行い不在者の従前の生活状況、不在となった経緯等について確認する。また、住民票等や除籍謄本等の提出を求められた場合、それらの書類を取得することが出来ない場合は、家庭裁判所に事情を説明し、その代わりとなる書面の提出が必要か相談することも考えられる。

3. 資料調査の実施

3. 資料調査の実施

登記簿上の住所(以下:登記住所)から、不明者11名を以下の3グループに分類した。

- ①グループ 旭川市神居町雨紛～ 8名
- ②グループ 上川郡神居村字美瑛町～ 2名
- ③グループ 旭川市中心部の者 1名

3. 資料調査の実施

問題その1

【グループ①「雨紛地区」について、当時の登記住所の表示が、現在の住居表示と異なる。】

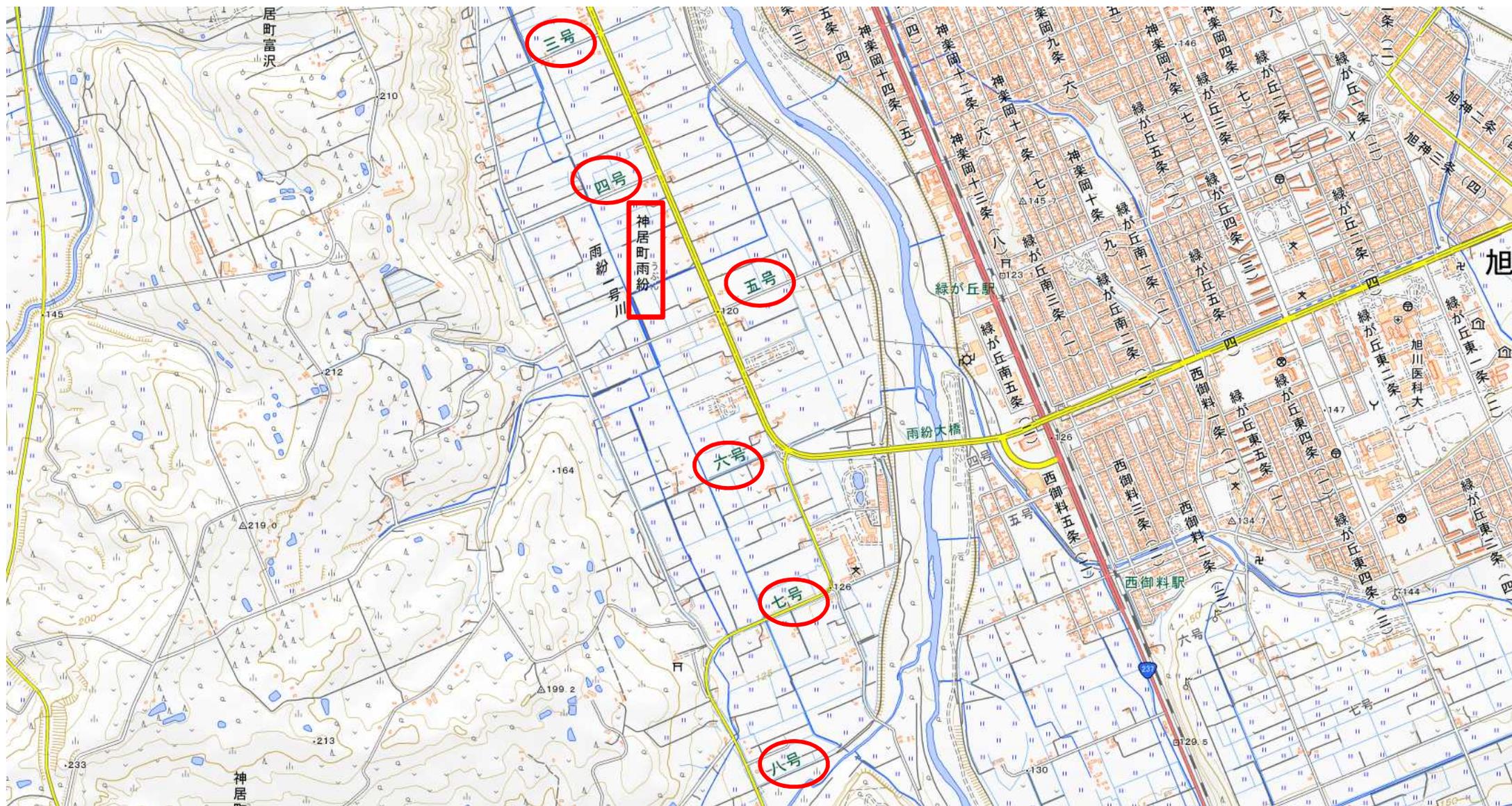
多くの共有者の登記住所が
「旭川市神居町雨紛○線△(1~8)番地」 40名
又は
「旭川市神居町雨紛○線□(5~6)号」 9名



現在の雨紛地区の住居表示は、
「旭川市神居町雨紛●●●(主に3桁の数字)番地」

3. 資料調査の実施

現在の地理院地図では、雨紛地区は3号～8号までの表示となっている。



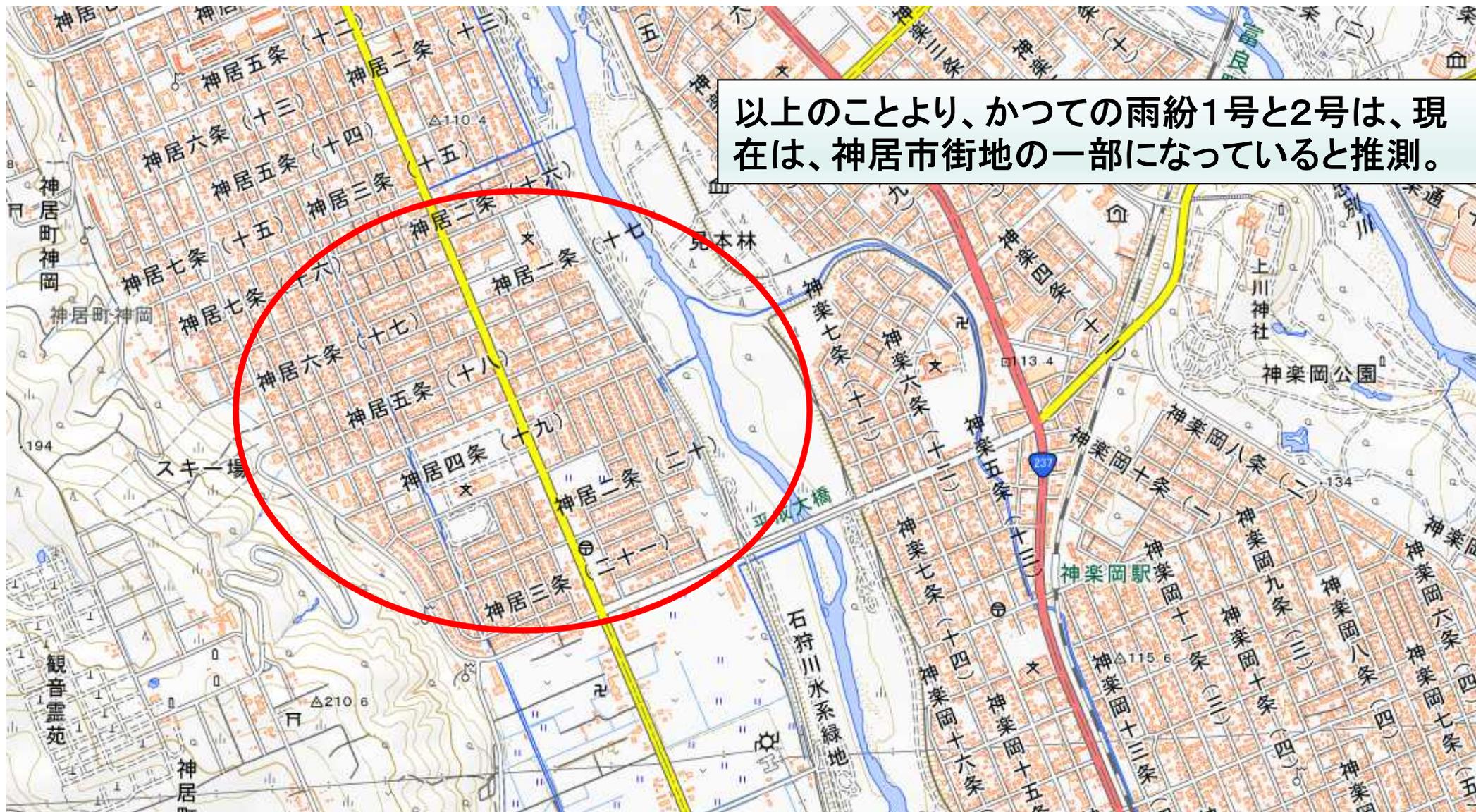
3. 資料調査の実施

雨紛地区の1号～2号までは存在しないのか？

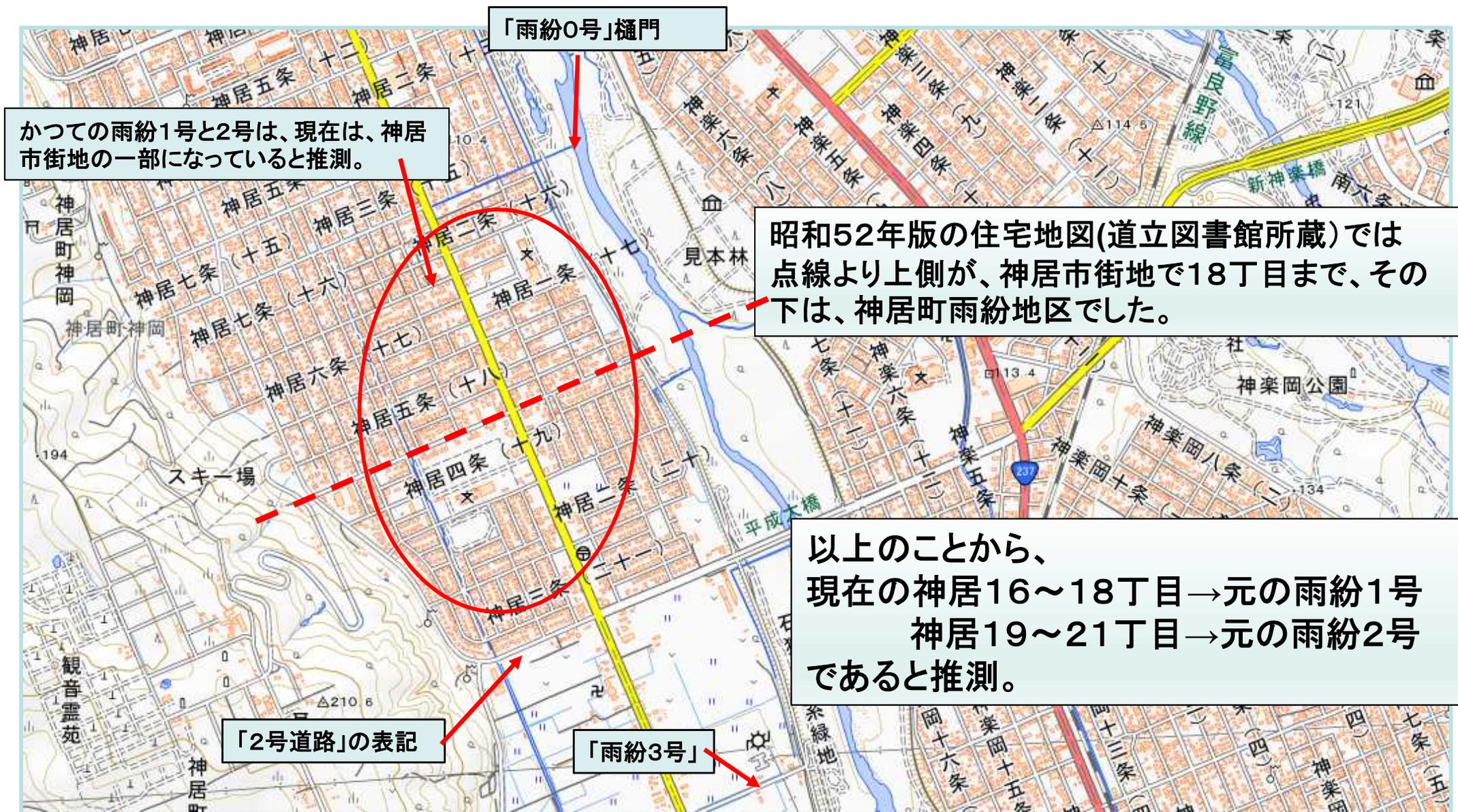
Yahoo地図では、雨紛と神居地区の境界を通る平成大橋のある道路に、「2号道路」の記載。また、美瑛川沿いの神居15丁目と16丁目の境に、「雨紛0号樋門」が存在することが判明。



3. 資料調査の実施



3. 資料調査の実施



あわせて、旭川中央図書館に問い合わせたところ、古い住宅地図は、市中心部は昭和20年代、神居市街地は場所によっては、昭和30年代からあるとのことであった。

3. 資料調査の実施

問題その2

【グループ②「神居村美瑛町」とは、現在のどこなのか？】

国土地理院の旧版地形図をホームページから閲覧すると、

語元情報 図歴

地図種別	2.5万地形図
地図のカテゴリ	25000
リスト番号	39-10-3-2
図名	旭川
図名(ひらがな)	
測量年	1931(昭6)
更新履歴	鉄補
発行年月日	1932/07/30(昭7)
カラー種別	モノクロ
測地系	日本測地系
作成機関名	大日本帝國陸地測量部
作成機関名	
地図に白部の有無	有
用紙サイズ	証判
旧図郭の有無	無
種類	
ワンストップサービスの可否	可
縮小本申請の可否	可

申請情報

[縮小本交付申請](#) ⓘ

[測量成果ワンストップサービス申請](#) ⓘ

オンライン閲覧の申込 ⓘ

国土地理院の閲覧所で閲覧できる詳細な画像が閲覧できます(要ログイン)。

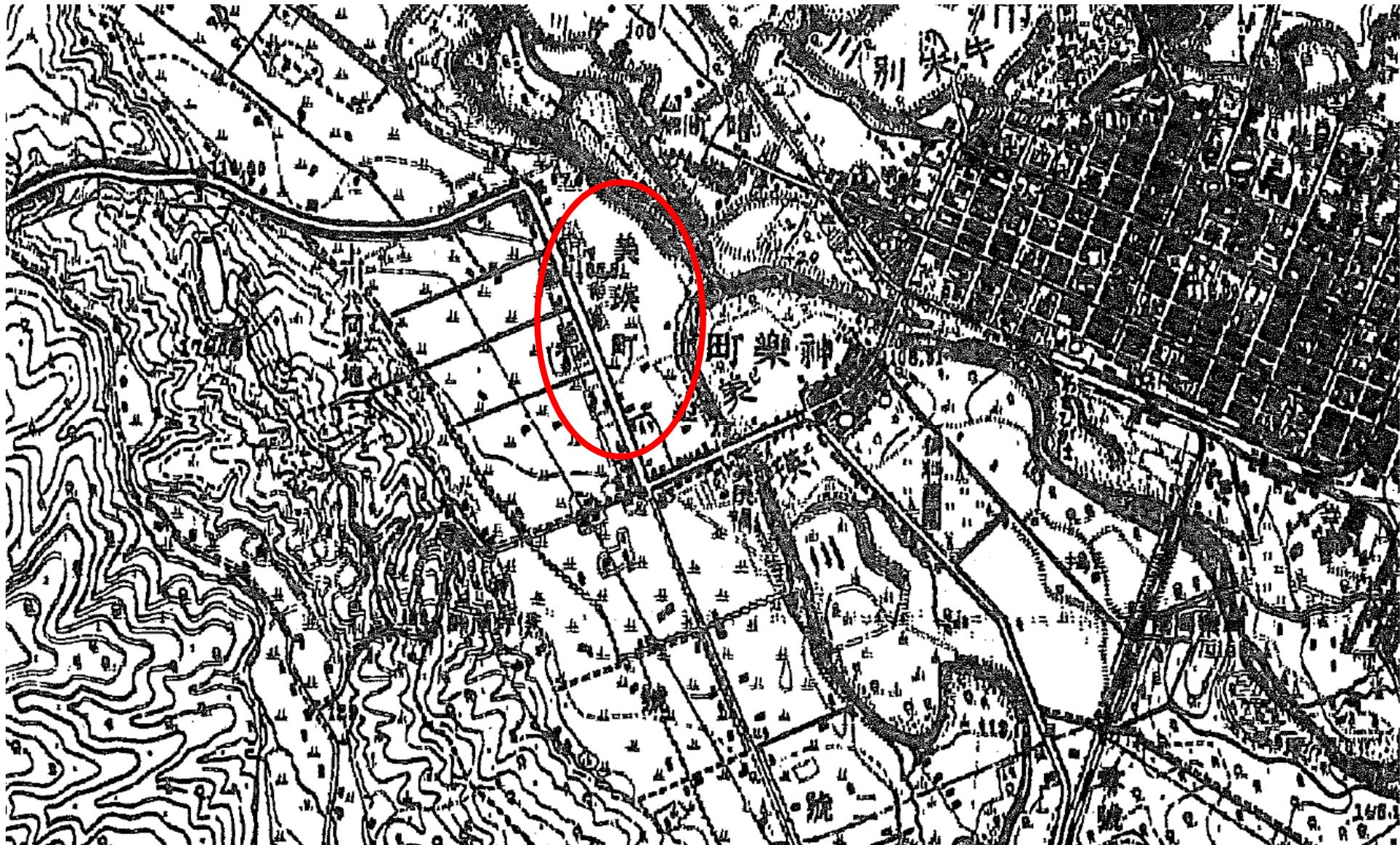
[図歴表\(詳細\)](#) へ



非常に不鮮明だが「美瑛町」らしき文字が

3. 資料調査の実施

国土地理院北海道地方測量部で閲覧した昭和6年測量の地形図では、神居市街地（現在の神居15丁目付近まで）は、「神居村美瑛町」の表示。



3. 資料調査の実施

これまでの、地図等資料の調査を基に、不明者11名を登記住所から以下の4グループに分類した。

- ①グループ 以前も雨紛、現在も雨紛の地域の者 5名
- ②グループ 以前は雨紛、現在は神居の地域の者 3名
- ③グループ 神居村美瑛町の範囲の者 2名
- ④グループ 旭川市中心部の者 1名

4. 資料調査を基にした聞き取り調査 の実施

個別の聞き取りを開始する前に、あらためて公的機関に確認。



- 農業委員会事務局

農地台帳を閲覧しようとしたが、現地が農地ではないため、台帳に記載は無かった。

- 農林整備課森林振興係

林地台帳を閲覧し、台帳に当該地番が記載されていたが、記載されていた所有者は登記記録(全部事項証明書)と同じであった。

- 土木管理課地籍調査係

地籍調査票からの情報を確認したが、調査対象地は地籍調査未実施のため、地籍調査票はなかった。

4. 資料調査を基にした聞き取り調査の実施

新旧の住宅地図等を活用して聞き取り調査を開始する。



不明者は、広い範囲に存していたと考えられるため、不明者一人一人の聞き取り対象者を決める必要がある。



現在の「雨紛3～8号」と登記住所の「雨紛3～8番地」

「号」と「番地」が同じ数字の場合は、近接した場所であると推定。

例えば、登記住所が「雨紛5番地」の不明者は、現在の「雨紛5号」付近で探索する。

根拠としては、古くからその場所に存するお寺の登記住所「○番地」が現在の「○号」の位置にあること。また、既に相続調査完了済みの関係者で、登記住所と住宅の表記が同様の位置関係となっている例があったことによる。

登記住所に「雨紛1～2番地」の記載

「雨紛1番地」→「雨紛1号」→先述の通り、現在の「神居16～18丁目」、

「雨紛2番地」→「雨紛2号」→先述の通り、現在の「神居19～21丁目」の付近であると推定

所在不明者の判明経緯の一部を紹介。

Aさん（①グループ 以前も雨紛、現在も雨紛の地域の者）

登記記録上の住所は、「雨紛●番地」のため、同地と推定される現在の「雨紛●号」には、Aさんと同じ姓の住宅を見つけることが出来ませんでした。

Aさんは、あまり多い姓ではありません。

同じ登記住所のHさんの相続人の一人に聞き取りをしました。この方は、昭和52年の住宅地図から同じ場所に住宅があります。

インターフォン越しの聞き取りによると「昔、Aさんから土地を買ったと聞いたことがある。」との話がありました。

そこで、付近の農地の閉鎖登記簿と旧土地台帳を調査したところ、Aさんの名前を発見。

Aさんは、昭和初期に、本籍地に復帰して雨紛から富山県内に住所変更を行い、その後、Hさんの相続人（聞き取った方の親）へ土地を売っていたことが判明しました。

結果、Aさんの変更後住所から戸籍を収集することが出来、不明者発見に至りました。

4. 資料調査を基にした聞き取り調査の実施

Bさん（①グループ 以前も雨紛、現在も雨紛の地域の者）

登記記録上の住所は、「雨紛口番地」のため、同地と推定される「雨紛口号」の過去及び現在の住宅図には、Bさんと同じ姓の住宅を見つけることが出来ませんでした。

同じ登記住所の共有者の相続人にも聞き取りをしましたが情報はありませんでした。

不明と判断し、調査報告書を作成しようと、最後に町内会長に聞き取りをしたところ、地元精通者Iさんを紹介してもらえました。土地登記簿を見たさんは「これはBさんではなく、Cさんだろう。」とのことでした。

登記されていた名字が実際と違っていたようです。（誤「森さん」→正「林さん」いずれも仮名）Iさんから市内に住むCさんの親族を紹介され、不明者発見に至りました。

Dさん（②グループ 以前は雨紛、現在は神居の地域の者）

登記記録上の住所「雨紛1番地」を「雨紛1号」と推定し、神居16～18丁目の範囲で、昭和52年住宅地図を調査しました。

地図には、同じ姓の方が2軒記載されており、現在の住宅地図にも存在していたことから、聞き取り調査をおこなったところ、うち1軒の方の祖父とのことでした。

Eさん（②グループ 以前は雨紛、現在は神居の地域の者）

登記記録上の住所「雨紛1番地」を「雨紛1号」と推定し、神居16～18丁目の範囲で、昭和52年住宅地図を調査しましたところ、同姓の住宅は無かったのですが、現在の19丁目の範囲に2軒同姓の住宅がありました。

現在の住宅地図にも存在していたことから、聞き取り調査をおこなったところ、回答してくれた方の夫の祖父が、同姓でこの付近に広く土地を所有していたとのことでした。そこから、戸籍を調査したところ、祖父の父であることが判明しました。

Fさん（③グループ 神居村美瑛町の範囲の者）

登記記録上の住所「神居村美瑛町4丁目」を、現在の「神居〇条4丁目」付近と推定し住宅地図を調査したところ、昭和30年代から現在までの住宅地図に、ほぼ同位置に、同姓の住宅が存することから、聞き取り調査をおこなったところ、回答者の夫の祖父とのことでした。

Gさん（④グループ 旭川市中心部の者）

登記住所が「〇条通△丁目」で、昭和28年、昭和35年地図及び現在にも記載がある（同一姓を名称に持つ）企業数軒から聞き取りを行いました。

そのうちの一軒から、Eさんの情報ではないが、地域の事情に明るい方を紹介していただき訪問しました。

その方の話によると、旭川の名士と言われた同姓の方と関係があるかもしれないということで、その方が所有する旭川の名士をまとめた書籍を確認したところ、その同姓の方の紹介文の中に、登記名義人Gさんのことも記載されておりました。その後、あらためて旭川市中央図書館で、上記書籍を含む関係資料を収集し、不明者発見にいたりしました。

5. 調査結果

不明者の聞き取り者及びその結果

- I 住宅地図から同姓を調査、聞き取った者が法定相続人だった。 3名
 - II 住宅地図から同姓を調査、聞き取った者が法定相続人では無かったが、親族関係等の情報を得ることが出来て判明。 3名
 - III 住宅地図に同姓は無く、登記住所が同じ共有者の相続人からの聞き取りで判明。 2名
 - IV 住宅地図に同姓は無く、登記住所が同じ共有者の相続人の聞き取りからも判明せず町内会長から紹介された地元精通者からの紹介により判明。 1名
 - V 登記記録上の住所で、過去から現在まで同じ(酷似する)名称の企業に聞き取りしたところ、そこから紹介された地元精通者から判明。 1名
- * 最終的な所在不明者。 1名

6. まとめ

6. まとめ

所在不明者の探索に有用な情報源

- 住宅地図～同姓の調査等に有用。その街の図書館等で収集。
- 国土地理院地形図～地名変更などの情報を得るのに有効。
- 地元精通者の意見～今回の案件では非常に有用となった。

資料調査、現地での聞き取り

- 資料調査及び現地聞き取りに多大な労力を要する。**
開発局では、1名を今回の不明者確認のために専従させ(必要に応じて2～3名の職員がサポートにあたる)、確認終了までに、おおよそ1年間を要した。
- 確認作業は不明者個々人に対して行うため、手間も人数分必要。**
地図の探索や当該土地の過去からの経緯などといった共通的な調査のため7組織から聞き取りや資料閲覧等の作業。
不明者11名個々人については、住宅地図での同姓の者に対して、飛びこみでの聞き取りを行い、そこで親族にヒットしなければ、登記住所が同じ共有者の相続人に対して、再度聞き取りを行う。
最終的に所在不明者となった1名のみのために要した調査は、聞き取り相手として2組織、7個人を要した。

所有者不明土地等対策事業費補助金

メニューに応じて以下の補助金の活用が可能となります。(1/2)

補助項目	交付要綱	対象事業範囲	事業内容	対象経費	対策計画の有無	交付対象者(施行者)
所有者不明土地の実態把握	4の-イ	所有者不明土地対策計画の策定等に必要所有者不明土地等	区域の設定・土地の設定 土地の現況把握調査	実態把握調査にかかる経費 ※補助限度額は国費ベースで4,000千円/団体	×	市町村等
対策計画の作成	4の-ロ		対策計画作成	資料収集・整理や分析・検討等に要する費用 委託費等	×	市町村
土地の所有者探索	4の-ハ	所有者不明土地対策計画に基づき対策を講ずべきとされた土地	所有者探索	登記事項証明書、住民票の写し、戸籍謄本等の証明書発行手数料 証明書請求や所有者訪問に係る交通費 司法書士等への委託費	○	市町村等 民間事業者等
計画基礎調査費						
事業コーディネート	4の-ニ	所有者不明土地対策計画に基づき対策を講ずべきとされた土地	利活用又は処分の方針の検討、整備手法及び整備手順の検討、地域住民の意向把握等	左の事業に直接必要となる費用 委託費、役務費、交通費、需要費、謝金、使用料、賃金（アルバイト等の人件費）	○	市町村等 民間事業者等
土地使用权等取得		地域福利増進事業	事業計画作成、裁定申請書作成、補償金見積書作成			
行政代執行等の行政措置の円滑化のための法務的手続等	4の-ヘ	所有者不明土地法第40条又は条例の規定に基づく行政代執行及び同法第42条各項の命令の請求等の法務的手続	左の手続を円滑に実施	弁護士相談などの費用、行政代執行以外の行政措置に必要となる役務費（郵送料、交通費、消耗品等） 不在者財産管理人等の請求に係る予納金	○	市町村等
所有者不明土地の取得促進	4の-ト	所有者不明土地	取得促進コーディネート (隣接所有者等)	売却等のために必要となる経費 (不在者財産管理人等の選任手続費用、境界確定費用、登記費用、司法書士等の委託費用等)	○	市町村等 民間事業者等

所有者不明土地等対策事業費補助金

メニューに応じて以下の補助金の活用が可能となります。(2/2)

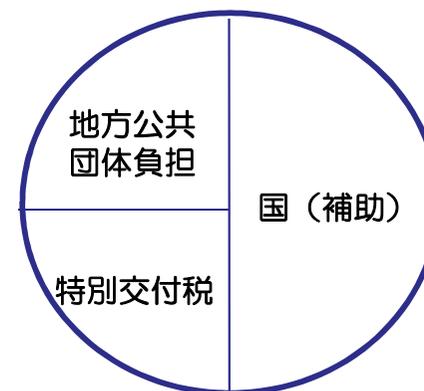
補助項目	交付要綱	対象事業範囲	事業内容	対象経費	対策計画の有無	交付対象者(施行者)
土地の管理不全状態解消	4の一.ホ	地域福利増進事業	工作物等の除去	除却費用	○	市町村等 民間事業者等
		所有者不明土地の利活用 (地域福利増進事業以外)	工作物等の除去	除却費用		市町村等 推進法人
		低未利用土地を公益目的で利活用	工作物等の除去	除却費用		市町村等 民間事業者等
		管理不全所有者不明土地等	管理不全状態の解消	土砂・がれき等の撤去や擁壁等の補償費用 周辺へ悪影響の原因となる樹木等の除却費用		土地所有者(個人に限る)
				所有者不明土地法第40条の代執行費用		市町村等
空き地等の適正管理	条例に基づく管理不全状態の解消	条例に基づく行政指導により管理不全状態の解消費用	土地所有者(個人に限る)			
		条例に基づく代執行費用	市町村等			
所有者不明土地等対策関連事業	4の二	4の一.(1)～(6)の事業とあわせて実施することが必要な事業	関連事業	関連事業に必要な経費 (土地の集約、私道整備等の費用等)	○	市町村等 民間事業者等
所有者不明土地等対策モデル事業	4の三		モデル事業	所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定の円滑化等や市町村の既存計画に基づく空き地の利活用等を図る取組のうち先導的なもの 上記に掲げる事業に要する費用を交付するための事務(附帯事務を含む)	×	市町村等 民間事業者等

所有者不明土地等対策事業費補助金

所有者不明土地対策に取り組む地方公共団体のための補助制度が令和4年度に創設。

補助制度概要

- 補助対象事業者：地方公共団体、推進法人 等
 ※推進法人とは、市町村により指定された使われていない土地の有効利用に取り組む法人です
- 補助対象経費
 - ・土地に関する実態把握調査(対策計画策定前でも実施可能)
 - ・土地所有者の探索費用(司法書士などへの委託費用 等)
 - ・管理不全状態の解消費用(草木の伐採や工作物等の除去 等)
- 補助率
 事業者が地方公共団体の場合は1/2
- 特別交付税の措置
 地方公共団体負担分の最大1/2が特別交付税措置
 (地方公共団体の負担は1/4程度)



所有者不明土地等対策事業費補助金

〇〇市所有者不明土地対策計画

1. 所有者不明土地の利用の円滑化を図るための施策に関する基本的な方針

(1) 背景・目的

近年、人口減少・高齢化や相続件数の増加に伴い、低未利用土地や不動産登記簿だけでは所有者が分からない土地（いわゆる所有者不明土地）が増加しています。これらの土地はまちの活性化や公共事業の実施を阻害するほか、適正な管理が実施されないことで、防災・防犯・安全・環境・景観等の多岐にわたる問題を生じ、住民の生活に対して様々な不利益を生じさせるおそれがあります。こうした事態を防ぐべく、今後更なる増加が見込まれる所有者不明土地や低未利用土地（以下、「所有者不明土地等」といいます）に対して総合的かつ計画的な対策を講じていくため、「〇〇市所有者不明土地対策計画」を作成します。

(2) 計画の位置付け

本計画は所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下、「所有者不明土地法」といいます）第45条第1項の規定による「所有者不明土地対策計画」であり、「所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化並びに土地の所有者の効果的な探索に関する基本的な方針（令和4年法務省・国土交通省告示第1号）」に基づき作成するものです。

また、〇〇市総合計画を上位計画とし、〇〇市空家等対策計画等の関連計画と連携を図りながら所有者不明土地等対策に取り組みます。

(3) 取組方針

本市では、空き地等の低未利用土地の実態調査の結果を踏まえ、次の(1)～(3)の課題に重点的に取り組んでいきます。

- ①適切に管理されず周辺に悪影響を与えている低未利用土地の管理の適正化
- ②中心市街地にある低未利用土地の利活用の促進
- ③所有者不明土地等の利活用及び管理適正化の促進のための体制整備

(4) 施策の対象とする地域

本計画の対象地域は、市内全域を対象地域と定めます。

その他の例：

- ①本計画の対象地域は、所有者不明土地対策区域図（別紙）のとおり定めます。
- ②本市では、〇〇事業の用地取得において、所有者不明土地による事業の遅延が見込まれることから、本計画では〇〇事業予定地を対象地域とします。

(5) 施策の対象とする土地

対象とする土地は、所有者不明土地法第2条第1項に規定する所有者不明土地、土地基本法（平成元年法律第84号）第13条第4項に規定する低未利用土地とします。

(6) 計画期間

本計画の対象期間は、令和6年度から令和10年度（5年間）までとします。

2. 地域福利増進事業を実施しようとする者に対する情報の提供又は助言その他所有者不明土地の利用の円滑化を図るために講ずべき施策に関する事項

活用したい意向があるにもかかわらず所有者が分からなくて困っている土地について、地域福利増進事業制度（※）等により活用できることを活動団体、事業者、住民等に対して、広報誌やホームページ等で広く周知するほか、住民、事業者等による積極的な利活用に当たって相談や協力ができる支援体制を整備します。

【主な取組】

- ・所有者不明土地等の利活用に係る相談窓口の整備
- ・地域福利増進事業の制度や手続を広報誌やホームページでの周知
- ・地域福利増進事業を実施しようとする者に対する土地所有者等関連情報の提供
- ・地域福利増進事業を実施しようとする者からの問い合わせ等に対して、法的な手続や解釈に関する助言等の支援

3. 所有者不明土地の認知所有者に対する情報の提供又は助言その他の所有者不明土地の管理の適正化を図るために講ずべき施策に関する事項

管理不全により周囲に悪影響を及ぼしている土地については、本来、所有者が自ら適切に管理する責務を有することから、認知された所有者に対して、適切な管理を促します。

また、管理不全状態の所有者不明土地については、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第6号に規定する助言・指導を行います。

それでもなお管理状態の改善が図られない所有者不明土地については、所有者不明土地法第38条各項の措置に基づく勧告等を行うことを検討します。

所有者不明土地の適切な管理のため、迅速な対応を必要とするなど特に必要があると認めるときは、所有者不明土地法第42条各項に基づく裁判所に対する管理命令の発令等の請求を行うことについても検討します。

【主な取組】

- ・所有者不明土地等の利活用や管理不全土地に係る住民からの相談窓口の整備
- ・広報誌やホームページでの周知

4. 地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地その他の土地に係る土地所有者等の効果的な探索を図るために講ずべき施策に関する事項

所有者不明土地法第43条に基づく土地所有者等関連情報の利用・提供を円滑に行える体制を整備します。

【主な取組】

- ・所在が分からない所有者の探索方法の流れ及び手続の周知
- ・所有者不明土地等の利活用に係る相談窓口の整備

5. 低未利用土地の適正な利用及び管理の促進その他所有者不明土地の発生の抑制のために講ずべき施策に関する事項

低未利用土地を所有者不明土地にしないために、所有者による利活用や適切な管理を促すとともに、空き家バンク等の活用により、活用希望者とのマッチングを行います。

【主な取組】

- ・低未利用土地の利活用に係る相談窓口の整備
- ・空き家バンクの周知
- ・相続登記の義務化や相続土地国庫帰属制度の周知

6. 所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための体制の整備に関する事項

本市においては、相談窓口の充実を図るとともに、下表の庁内関係部署において、横断的な連携を図り、本計画を推進します。

（又は下表を省略し）所有者不明土地等対策には、庁内の多岐にわたる部署が関係することから、相談窓口の充実を図り、本計画を推進します。

業務内容	担当部署
土地の適正利用に関すること	
低未利用土地の利活用に関すること	
空き家の適正管理・利活用に関すること	
所有者の探索に関すること	
地域福利増進事業に関すること	
推進法人の指定に関すること	
土地等の相続に関すること	〇〇地方事務局

7. 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する普及啓発に関する事項

所有者不明土地等の利用の円滑化や管理の適正化を推進するため、土地の利活用を希望する者や土地所有者に対して、広報誌やホームページ、各種セミナーの場を通じた土地の適正な管理や積極的な利活用の呼びかけ等の情報提供を行います。

8. その他所有者不明土地の利用の円滑化等を図るために必要な事項

本計画は、施策の進捗や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

また、本計画の見直しに合わせて、市内における所有者不明土地等の管理状況について把握することを検討します。

背景・概要

<背景>

- 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により所有者不明土地が全国に増加しており、所有者等の探索が困難
- 地方公共団体においては、所有者の探索をはじめとする用地取得業務に関する専門的な知識を有する職員の不足が課題

<所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第41条>

地方公共団体の長は、地域福利増進事業等の実施の準備のためその職員に土地所有者等の探索に関する専門的な知識を習得させる必要があるときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に対し、国土交通省の職員の派遣を要請することができる。

- ◆ 地方公共団体における公共事業等の実施の準備のため国交省職員が土地所有者等の探索の経験や所有者不明土地法に基づく探索方法を踏まえ、具体的な探索方法、留意点等について助言等を行います。
- ◆ 国交省職員の派遣期間については、日帰り～数日間とし、所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣します。（派遣する職員の旅費等は、地方公共団体の負担になります。）

派遣手続



所有者不明土地等対策事業費補助金

所有者不明土地対策計画の策定や補助制度の内容でご不明な点等ありましたら、協議会事務局までご連絡ください。

《北海道土地政策推進連携協議会 事務局》

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

TEL 011-709-2311(内線5603) FAX 011-709-2319

e-mail hkd-ky-fumeitochi@ki.mlit.go.jp <<mailto:hkd-ky-fumeitochi@ki.mlit.go.jp>>
(連携協議会用メールアドレス)

御静聴ありがとうございました